

令和4年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年1月10日(火)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和5年1月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右 2番 土山 秋吉 3番 杉本 和明

4番 徳永 章 5番 中嶋 英徳 6番 石井 裕

7番 嶋田 正忠 8番 宮本 静子 9番 木山 倫彦

10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 平木 誠志 城戸 祐樹

長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

木原 大介

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

報告第19号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第35号	農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第37号	非農地証明交付申請について
議案第38号	農用地利用集積計画（案）について
その他	

(吉田事務局長)

起立、礼、着席。それでは、ただ今から令和4年度第10回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

皆さん、改めましておめでとうございます。こうして顔を伺いますと皆さん健やかに正月を迎えられたとお慶びを申し上げます。去年は皆さんには、多大なご指導とご協力を頂きましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。後10ヶ月ですけど、一生懸命頑張りますので皆さんのご協力をよろしく願いいたします。それでは、ただいまより令和4年度第10回農業委員会定例会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。本日の出席ですが、4番 徳永委員より欠席の連絡が入っておりますので、10名中9名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

(濱北会長)

はい それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- | | |
|--------|---------------------------|
| 報告第19号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 議案第35号 | 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第36号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第37号 | 非農地証明交付申請について |
| 議案第38号 | 農用地利用集積計画(案)について |

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は6番 石井委員 7番 嶋田委員をお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。「報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による農地移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、それでは 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。簡単ですが、以上で、報告第19号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今 事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。なければ、報告第 19 号は終わります。

(濱北会長)

次に進みます。4 ページです。「議案第 35 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更申請について」の受付番号 2 番及び 3 番と「議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の受付番号 21 番及び 22 番については関連がございますので、一括審議を行います。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、それでは 今回ですね、議案第 35 号の 2 件 1 回許可が出ております農地法の許可後の事業計画変更申請についての案件を出しております。それでは 合わせて議案第 36 号の方で関連する 受付番号 21 番及び 22 番合わせて それぞれ 関連いたしますので二つ関連案件がございます。そちらの方を一括審議で 行わせていただきたいと思います。それでは 議案第 35 号農地法の規定による許可後の事業計画変更申請についての受付番号 2 番及び議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての受付番号 21 番になります。まず、議案の 5 ページ、6 ページ 説明資料の 1 ページから 3 ページを合わせてご覧ください。

この申請につきましては、平成 24 年 7 月 23 日付け熊本県指令玉名農普振第 8 号で建売住宅建築を条件に許可証が交付されております。

申請地は、長洲駅南側になります。

許可業者は荒尾市の建設会社で、4 区画の建売住宅を計画しておりましたが、なかなか買い手が見つからないということで、1 区画が遂行できない状態となっていたものでございます。

今回、隣接地に居住する住民の方から、駐車場用地としての売買の申出があったため、事業内容の変更についての承認を求めるとのことでございます。議案の 13 ページ、14 ページ 説明資料の 13 ページから 15 ページ、ここが関係に関する 5 条申請の進捗でございます。

また、5 条申請の許可基準についてご説明いたします。説明資料の 13 ページから 14 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場用地のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、長洲駅から 300m 以内にある農地のため第 3 種農地となり、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 2 月 10 日より着工予定、令和 5 年 3 月 31 日、完成予

定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、駐車場 5 台分であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、そのまま駐車場として利用するため土砂の流出・堆積・崩壊の危険性はないとのこと。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのこと。

以上で議案第 35 号受付番号 2 番及び議案第 36 号受付番号 21 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の 2 番の 土山委員お願いいたします。

(土山委員)

2 番の土山です。先ほど説明がありましたが、場所はですね 長洲駅南側から東の方に 300m 位行った所になります。この地区は とにかく住宅が出来ている地域でございまして、いまから ますます発展していくんじゃないかと思えます。さしよりは いま ずっと 麦畑ですね。だんだん宅地化になるんじゃないかと思えます。別に 何ら支障はないかと思えます。よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員にご意見を伺います。

(坂井推進委員)

はい。坂井です。先ほど言われましたように、何ら問題はないかと思えます。審議の程よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。今 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

ありません の声あり

(濱北会長)

なければ、採決をいたします。

まず、議案第 35 号受付番号 2 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

全員賛成ですので、議案第 35 号受付番号 2 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、議案第 36 号受付番号 21 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 36 号受付番号 21 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。議案第 35 号受付番号 3 番と議案第 36 号受付番号 22 番について事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

こちらの案件も先ほどと同様に事業計画変更と 5 条申請が出ております。議案第 35 号受付番号 3 番及び議案第 36 号受付番号 22 番です。まず 議案の 7 ページ、8 ページ 説明資料の 6 ページ、7 ページをご覧ください。

この申請につきましては、令和 3 年 3 月 31 日付け熊本県指令北農普振第 39 号で建売住宅 3 棟の建築を条件に許可証が交付されていたものです。

申請地は、六栄小学校東側になります。

許可業者は玉名市の不動産会社で、3 区画の建売住宅を計画しておりましたが、今回新たに 4 区画を購入できる見込みとなったため事業拡大の計画変更をするものがございます。こちらの 5 条申請の説明をいたします。議案の 15 ページ、16 ページ 説明資料の 17 ページから 19 ページになります。

申請理由につきましては、建売住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域にある農地であるため第 1 種農地であり、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。

今回の例外規定につきましては、農地法第 4 条第 6 項ただし書きウの集落接続要件を満たすため許可できるものと判断しております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 5 年 2 月 1 日より着工予定、令和 6 年 4 月 30 日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、1 区画が非農家住宅基準面積概ね 500 m²であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、コンクリート擁壁を設置す

るため土砂の流出・堆積・崩壊の危険性はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するというごさいます。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は道路側溝に排水するというごさいます。

以上で議案第 35 号受付番号 3 番及び議案第 36 号受付番号 22 番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 杉本委員にお願いいたします。

(杉本委員)

杉本です。今 事務局のほうから説明がありました。この資料等見てから ちょっとなんか開発が進んでるんじゃないかなという場面があるんですけど、この方はもう離農されて 2 年くらいなられるんですよ。家が最初に建ち始めてその残土というのが使われてないところにちょっと残してっていう感じに見受けられました。状況からしてこういう形でどんどん開発する場所を作っていくのもひとつの地主さんの苦肉の策もあるのかなと思って私も近頃、見てます。審議のほどよろしくお願ひします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。いま 言われた通り問題ないと思われますので、審議の程よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございます。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はごさいますか。

(濱北会長)

ないですか。採決してよろしゅうごさいますか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます、採決をいたします。議案第 35 号受付番号 3 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 35 号受付番号 3 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

つづきまして、議案第 36 号受付番号 22 番の採決をいたします。賛成の農業委員の方は

挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 36 号受付番号 22 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。11 ページです。議案第 36 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」受付番号 20 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい。それでは 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 11・12 ページ、受付番号 20 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、六栄小学校の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 ページから 11 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域にある農地であるため第 1 種農地であるため、原則不許可ですが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外規定については、農地法第 4 条第 6 項ただし書きウの集落接続要件を満たすため許可できるものと判断をしております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和 5 年 8 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、地盤補強工事、整地を行う程度で大がかりな造成工事を伴わないため土砂の流出・堆積・崩壊の危険はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことでした。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は地下浸透とし、オーバーフロー分は浸透枳でろ過し東側側溝に放流するということです。

以上、受付番号 20 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 杉本委員お願いいたします。

(杉本委員)

はい。3 番 杉本です。これもちょっと写真をご覧になられると分かりますけど、いま新しく道が宮崎から赤田ですかね、あっちの方にできてる道に隣接した場所なんですけど、もともとですね、ここは数年田んぼを作ったりとかする場所じゃなくてですね。身内の方に土地が移るといった感じになるということですが、農地として利用しづらい場所に当たるという事ですので、そういった感じで皆さんに審議してもらいたいと思います。よろしくお願い致します。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の城戸推進委員にご意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の城戸です。いま言われたとおり何ら問題はないかと思われま。審議の程よろしく申し上げます。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

(増岡委員)

はい。あのちょっといま使用借人、使用貸人になってますが、親子関係ですか。

(事務局)

親子関係です。

(増岡委員)

はい。分かりました。

(濱北会長)

他に質問ございませんか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。他になければ採決をします。議案第 36 号 受付番号 20 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 36 号 受付番号 20 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、18 ページです。「議案第 37 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい。それでは、議案第 37 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の 18 ページから 20 ページ、受付番号 4 番です。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の 21・22 ページに現況写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。

土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議いただくものです。

以上、議案第 37 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありましたけど、この件について何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

採決をしてよろしゅうございますか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。ないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、21 ページ 今日最後です。「議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 38 号 農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、22 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。23 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、24 ページ 賃借権 11 件 21 筆 28,986 m²となっております。

以上、議案第 38 号の説明を終わります。

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等がございますか。

(濱北会長)

ありませんか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ないようですので、採決をいたします。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり決定いたします。以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から何か、意見、質問とか何かございませんか。ないですか。

(濱北会長)

なければ、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 人・農地プランの展示説明会について
- 2 タブレットの操作研修について
- 3 今年度の 1 泊 2 日研修会について
- 4 農地利用最適化推進ブロック別研修会について
- 5 利用状況調査の結果報告について
- 6 次回の定例会について

(濱北会長)

それでは 全てのこれもちまして、令和 4 年度第 1 0 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 48 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印